



老総発0420第1号  
老高発0420第1号  
老振発0420第1号  
老老発0420第1号  
平成24年4月20日

各 都道府県 介護保険担当主管部（局）長 殿  
指定都市  
中核市

厚生労働省老健局総務課長

高齢者支援課長

振興課長

老人保健課長

### 介護保険施設等における防災対策の強化について

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、死者約16000人、行方不明者約3000人に及ぶなど被害が甚大で、被災地域が広範囲に及び極めて大規模なものであるとともに地震、津波、原子力発電施設の事故による複合的なものとなった。介護保険施設等も甚大な被害を受け、全壊・半壊した施設が52カ所、入所者・職員等の死亡者、行方不明者、けがをした者も多数となっている。

介護保険施設や介護サービス事業所等（以下「事業所」という。）は、自力避難困難な方々も多く利用していることから、今後の各種災害に備えた十分な防災対策を講じる必要がある。

については、「社会福祉施設における火災防止対策の強化について」（昭和48

年 4 月 13 日社施第 59 号)、「社会福祉施設における地震防災応急計画の作成について」(昭和 55 年 1 月 16 日社施第 5 号)等の各通知をもとに社会福祉施設の防災対策に万全を期するよう指導を行っていただいているところであるが、さらに次の事項について今一度点検、確認等を行うとともに、その結果明らかとなった問題点については、速やかに改善措置を講ずるよう貴管下の事業所を指導願いたい。

## 記

### 1. 情報の把握

事業所の職員は、災害発生直後にテレビ、ラジオ等の報道による津波情報、気象情報等に関する情報の収集につとめること。また、事業所の管理者は、消防機関その他の防災機関との連携を密にし、災害に関連する情報が事業所に確実に伝わるよう連携体制を確立すること。さらに事業所内の職員にも速やかに情報を伝達し、避難体制を整えること。

### 2. 指揮組織の確立

災害時に備え事業所は、地震防災応急対策等を迅速かつ的確に実施するための指揮機能を有する組織を事業所内に設置し、組織の構成、任務分担を定めておくこと。なお、指揮命令を行う要員が不時の欠員になることも想定されることから、代替要員や夜間における対応、電話等通信機能が不能になった場合の対応等についても各事業所であらかじめ定めておくこと。

### 3. 防災管理体制の整備

事業所の管理者は、事業所の実態に即した防災管理体制の整備を図るとともに、全職員の責任分担を明確にし、非常事態発生の際には迅速かつ円滑に機能するよう確認を行うこと。

### 4. 職員等の防災意識の高揚

災害発生時の被害を未然に防止するため又は最小限に止めるためには、事業所の管理者、職員、利用者等が日頃から防災意識を強く持つことが肝要である。事業所の管理者は、職員、利用者等に対し、防災意識の啓発・育成を行い、くれぐれも人為的な被害が発生しないよう努めること。

### 5. 消防用設備及び避難設備等の点検

不測の事態に対処するためには、消火設備、警報設備、避難設備、非常通報装置等の整備をしておくことは不可欠であるので、これらの設備等が常時機能するよう点検を行い、適切に管理すること。また、非常口、避難器具等の付近に障害物を置かない、施設内の落下防止策、転倒防止策の強化などきめ細かな防災対策に心がけること。さらに、非常用発電機やラジオなど電源供給が寸断された場合にも機能する設備の導入についても検討すること。

介護保険施設や居住系事業所においては、利用者・職員等のための水・食料等の備蓄をしておくこと。

## 6. 有効な避難訓練の実施

- (1) 事業所の管理者は、職員及び利用者等に対して避難場所、避難経路など災害時における対応方法を周知するとともに、非常時には迅速かつ安全に避難を行えるよう有効な避難訓練を計画的に実施すること。
- (2) なお、夜間の災害では一層の混乱が予測されることから、夜間における訓練も併せて実施すること。
- (3) さらに海岸、湖岸、河川の近く等の津波による被害が予想される事業所においては、津波警報が発令された場合の避難場所、避難経路をあらかじめ確認し、職員等に周知する。また、避難を速やかに行うため地域の自治会や近隣の住民との連携体制を構築し、こうした連携先との合同避難訓練を実施すること。
- (4) 地震等非常事態発生時には、防災無線、テレビ、ラジオ等の報道機関からの津波発生状況の情報把握を行いながら、最適な避難場所への誘導を行うこと。

## 7. 消防機関等関係諸機関との協力体制の確立

事業所の管理者は、消防機関はもとより、地域の消防組織等との連携を密にし、施設の内部構造及び利用者の状況を十分認識してもらうとともに、避難・消火等が円滑に実施できるよう協力体制の確立に努めること。

## 8. 危険物の管理

防火管理責任者は、暖房器具類の管理はもとより、プロパンガス、重油等の危険物の保管状況について、常時、十分な点検と確認を行うこと。

## 9. 事業所間の災害支援協定の締結

東日本大震災では、多くの関係者間において、被災施設から他施設への避難、被災施設への他施設からの介護職員等の派遣などの支援が行われたところであり、中でも事業所同士の支援は、即応性があるとともに被災施設にとっても非常に役に立ったとの声も多かった。

については、あらかじめ、都道府県内の施設や近隣都道府県の施設との間で、災害時における被災施設入所者の他施設への避難・被災施設からの受入れ、介護職員等の被災施設への派遣・他施設からの受入れなどの支援について、協定を結んでおくことも検討されたい。

また、事業者団体における支援体制の構築にも努められたい。

## 10. 地域との連携

災害時には地域社会との連携が重要である。日頃より地域との関係を深め、災害時には地域住民からの支援の受け入れや地域の要援護者の避難の受け入れなど双方向の連携を行うことも検討されたい。

入所者のうち自力避難困難な方については、避難の容易な場所に可能な限り部屋替えを行うこと。